

函館市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 2 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 6 0 号

函館市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

函館市母子保健法施行細則（昭和 6 2 年函館市規則第 3 8 号）の一部
を次のように改正する。

別表備考第 1 項中「第 5 条の 4 第 6 項，第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「
第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。